

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

## 答 弁 書

令和6年12月6日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

部	付	星野郁也
部	付	鬼頭忠広
訟務官		鈴木吉憲
法務事務官		杉山勇二
法務事務官		角銅法子

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房内閣総務官室

内閣参事官	富永健嗣
内閣事務官	脇奈七
内閣事務官	原裕
内閣事務官	加茂野優

〒100-8914 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

中央合同庁舎第8号館

内閣府大臣官房総務課

内閣府事務官 吉田理子

内閣府事務官 松下健祐

内閣府事務官 相原佳奈

## 目次

第1	請求の趣旨に対する答弁	- 5 -
第2	本案前の答弁の理由	- 5 -
第3	請求の原因に対する認否	- 6 -
1	「第1 当事者」について	- 6 -
2	「第2 本件不開示決定に至る経緯」について	- 6 -
(1)	「1 安倍元首相の国葬が閣議決定されたこと」について	- 6 -
(2)	「2 内閣法制局長官に対する開示請求」及び「3 内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対する開示請求及び不開示決定」について	- 6 -
3	「第3 本件不開示決定に対する審査請求について」について	- 6 -
4	「第4 本件不開示決定の違法性」について	- 6 -
(1)	「1 はじめに」について	- 6 -
(2)	「2 本件開示請求対象文書の不存在はありえない」について	- 7 -
(3)	「3 本件開示請求対象文書の不存在はありえないこと」について	- 8 -
5	「第5 義務付け請求が認容されるべきこと」について	- 10 -
6	「第6 国家賠償請求」について	- 10 -
7	「第7 結語」について	- 10 -
第4	情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	- 10 -
1	情報公開法の趣旨	- 10 -
2	情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	- 11 -
3	開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟における当該決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことの主張立証責任	- 11 -
第5	関係法令の定め等	- 13 -
1	公文書管理法	- 13 -
2	内閣官房行政文書管理規則	- 14 -

3	内閣府本府行政文書管理規則 .....	- 15 -
第6	本件訴訟に至る経緯 .....	- 17 -
1	故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）に関する経緯 .....	- 17 -
2	原告による本件国葬儀の閣議決定に関する開示請求の経緯 .....	- 18 -
(1)	令和4年9月26日付け閣総第556号-3（甲7）及び同日付け府総第924号（甲8）に関する経緯 .....	- 18 -
(2)	内閣官房の不開示決定に関する経緯 .....	- 19 -
(3)	内閣府の不開示決定に関する経緯 .....	- 20 -
(4)	本件訴訟の提起 .....	- 21 -
第7	本件各不開示決定が適法であること .....	- 21 -
1	内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件文書1及び2（以下「本件各文書」という。）を保有しているとは認められないこと .....	- 21 -
2	本件各文書が存在していないことはあり得ない旨の原告の主張には理由がないこと .....	- 22 -
3	まとめ .....	- 24 -
第8	国家賠償請求について .....	- 24 -
第9	結語 .....	- 24 -

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第3項及び第4項に係る部分をいずれも却下する
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすること

を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

本件訴えのうち、請求の趣旨第3項及び第4項に係る部分（以下、それぞれ「本件義務付けの訴え1」及び「本件義務付けの訴え2」といい、これらを併せて「本件各義務付けの訴え」という。）は、いずれも行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号に定めるいわゆる申請型義務付けの訴えである。

申請型義務付けの訴えのうち、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型については、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる（行訴法37条の3第1項2号）、同条3項2号により併合提起されている当該処分又は裁決の取消訴訟又は無効等確認の訴えに係る請求が認容されることが訴訟要件となっている。したがって、上記取消訴訟又は無効等確認の訴えに係る請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠く不適法なも

のとして却下されることとなる。

そして、本件の場合、後記第7で主張するとおり、請求の趣旨第1項及び第2項に係る各請求（以下、それぞれ「本件取消請求1」及び「本件取消請求2」といい、これらを併せて「本件各取消請求」という。）は、いずれも理由がなく、棄却されるべきものであり、本件各取消請求はいずれも認容されない。

したがって、本件各義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠く不適法なものであるから、いずれも却下されるべきである。

### 第3 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 当事者」について

原告が特定非営利活動法人であることは認め、その余は不知。

#### 2 「第2 本件不開示決定に至る経緯」について

##### (1) 「1 安倍元首相の国葬が閣議決定されたこと」について

認める。なお、「国葬」とあるのは、正しくは「国葬儀」である。

##### (2) 「2 内閣法制局長官に対する開示請求」及び「3 内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対する開示請求及び不開示決定」について

いずれも認める。

#### 3 「第3 本件不開示決定に対する審査請求について」について

認める。

ただし、第3段落の第1文について、情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったのは、「内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長」に対してではなく、「内閣総理大臣」に対してである。

#### 4 「第4 本件不開示決定の違法性」について

##### (1) 「1 はじめに」について

ア 第1段落（「第2、3で」から「不開示決定をした。」まで）について

認める。

イ 第2段落（「しかし」から「ありえない。」まで）について  
争う。

ウ 第3段落（「以下」から「明らかにする（後記3）。」まで）について  
認否の限りでない。

(2) 「2 本件開示請求対象文書の不存在はありえない」について

ア 「(1) 岸田首相の発言」について

岸田文雄前内閣総理大臣（以下「岸田前総理」という。）が原告が引用  
する各発言をしたことは認める。

イ 「(2) 応接録の記載」について

認める。

ウ 「(3) 戦前の「国葬令」及び過去の総理経験者の葬儀」について

(イ) 第1段落及び第2段落（「戦前においては」から「存在しない。」ま  
で）について

認める。

(ロ) 第3段落（「戦後」から「のみである。」まで）について

第二次世界大戦後、歴代の内閣総理大臣経験者に関して国葬儀が行わ  
れたのは、令和4年の安倍晋三元内閣総理大臣（以下「安倍元総理」と  
いう。）の葬儀が行われる以前は、昭和42年の吉田茂元内閣総理大臣  
の葬儀のみであったことは、認める。

(ハ) 第4段落及び第5段落（「同葬儀については」から「報じられている  
（甲26）。」まで）について

いずれも認める。

エ 「(4) 公文書管理法」について

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）1条及  
び4条柱書きの内容は認める。

(3) 「3 本件開示請求対象文書の不存在はありえないこと」について

ア 第1段落（「前述のとおり」から「答弁している。」まで）について

(7) 第1文（「前述のとおり」から「考えられる。」まで）について

安倍元総理の死亡日時点では、政府としての追悼の仕方が決まっていなかったことは認め、その余は、本件訴訟の争点と関係のない原告の意見であり、認否の限りでない。

(4) 第2文ないし第4文（「応接録」から「答弁している。」まで）について

いずれも認める。

イ 第2段落（「相談を受けた」から「明らかである。」まで）について

本件訴訟の争点と関係のない原告の意見であり、認否の限りでない。

ウ 第3段落（「答申書」から「考えられる。」まで）について

(7) 第1文（「答申書」から「うかがわれる。」まで）について

内閣官房及び内閣府が令和4年7月12日に内閣法制局に照会を行った時点では「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」と題する文書（甲9。令和4年7月14日付け。以下「甲9文書」という。）の案段階の文書（以下「案段階文書」という。）を保有していたことは認める。

(4) 第2文（「仮に」から「考えられる。」まで）について

本件訴訟の争点と関係のない原告の意見であり、認否の限りでない。

エ 第4段落（「しかし」から「あったはずである。」まで）及び第5段落（「加えて」から「考えられる。」まで）について

国葬令が日本国憲法の施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律1条の規定により失効したこと、安倍元総理が死亡した日である令和4年7月14日の岸田前総理の記者会見において、記者から国葬儀について質問がされたこと、並びに、内閣官房及び内閣府が令和



4年7月12日に内閣法制局に対し閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて照会を行い、内閣法制局は同月14日に甲9文書の内容について意見がない旨の回答をしたことは認める。その余は認否の限りでない。

オ 第6段落（「安倍元首相死亡の日」から「ありえない。」まで）について  
（ア）第1文（「安倍元首相死亡の日」から「公表している。」まで）について

岸田前総理が令和4年7月14日の記者会見において安倍元総理の国葬儀の実施を表明したことは認め、その余は、本件訴訟の争点と関係のない原告の意見であり、認否の限りでない。

（イ）第2文（「内閣官房・内閣府としても」から「ありえない。」まで）について

内閣官房及び内閣府が令和4年7月12日に内閣法制局に照会を行った時点では甲9文書の案段階文書を保有していたことは認める。

カ 第7段落（「公文書管理法4条は」から「明らかである。」まで）について

（ア）第1文（「公文書管理法4条は」から「義務づけている。」まで）について

認める。

（イ）第2文（「この問題が」から「明らかである。」まで）について

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことが公文書管理法4条の「処理に係る事案が軽微なもの」でないことをいうものであると解した上で認める。後記第7のとおり、被告は、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、公文書管理法等の規定に基づき、甲9文書を作成し、保存している。

キ 第8段落（「また、前記引用した」から「ありえない。」まで）及び第9

段落（「以上のとおりであり」から「ありえない。」まで）について

否認ないし争う。

5 「第5 義務付け請求が認容されるべきこと」について

原告が本件各取消請求に係る訴訟を提起したことは認め、その余は否認ないし争う。

6 「第6 国家賠償請求」について

否認ないし争う。

7 「第7 結語」について

認否の限りでない。

#### 第4 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

##### 1 情報公開法の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）は、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的（同法1条）とする法律であり、第2章において開示請求権の内容や開示請求手続等について定めている。

すなわち、行政文書の開示を求める者は、当該行政文書を保有する行政機関の長に対して開示を請求し（同法3条、4条）、これに対し、当該行政機関の長は、行政文書が存在するか否か（同法3条、9条2項）、存在するとして、同法5条各号所定の不開示情報が含まれているか否か等の諸々の要件判断を行って、当該文書の開示・不開示に係る決定による応答を行うこととされている（同法9条）。以上の意味において、行政文書の開示を請求する権利の内容は、情報公開法によって具体的に定められたものであるといえるが（最高裁判

所平成26年7月14日第二小法廷判決・集民247号63ページ（以下「最高裁平成26年判決」という。）参照）、それは他方で、情報公開法の規定を離れての情報公開請求権なるものが存在するものではないことをも含意するものである。

## 2 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

前記1で述べた情報公開法の趣旨を踏まえれば、情報公開訴訟における審理については、通常の取消訴訟と異なる特質があるというべきであり、そのような特質に十分配慮した審理及び司法審査が必要となることはいうまでもない。

すなわち、情報公開訴訟においては、不開示とされた行政文書に情報公開法5条各号に該当する不開示情報が記録されているかという点に関しては、当該行政文書の性質上の当然の帰結として、訴訟上、当該行政文書に記録された個別具体的な文言を明らかにすることはできず、それゆえ、どのような性質、種類の不開示情報が記録されているかについての審理、判断は、飽くまでも一般的抽象的な観点からのそれとならざるを得ないことになる。そして、本件のように行政文書不存在を理由として行政機関の長が行った行政処分の当否が問題となる場合においても、存在・不存在の有無を審理の対象とされる行政文書中には不開示情報を含むものも少なくないのであるから、以上で述べた不開示情報の保秘に係る配慮は等しく当てはまるものである。

## 3 開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟における当該決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことの主張立証責任

原告が本件各取消請求において取消しを求めている各不開示決定は、いずれも情報公開法9条2項に基づいてなされたものであるところ、本件のように開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該文書を保有していたことについて主張立証責任を負う

ものと解されている（前掲最高裁平成26年判決）。

そうすると、原告は、本件訴訟において、上記各不開示決定時において、処分行政庁が、対象文書を保有していたことについての主張立証責任を負うということになる。

そして、ある時点において行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきである（前掲最高裁平成26年判決）。

この点、最高裁平成26年判決は、上告人らが、情報公開法に基づき、外務大臣ないし財務大臣に対し、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に至るまでの日本国政府とアメリカ合衆国政府との上記諸島の返還に伴う財政負担等をめぐる交渉の内容に関する文書の開示を請求したところ、これらの文書をいずれも保有していないとして不開示決定をしたので、その取消しを求めた事案において、「本件交渉（引用者注：上記の日本国政府とアメリカ合衆国政府との交渉）の過程で作成されたとされる本件各文書（引用者注：上記の上告人らが開示を求めた文書）に関しては、その開示請求の内容からうかがわれる本件各文書の内容や性質及びその作成の経緯や本件各決定時までに経過した年数に加え、外務省及び財務省（中央省庁等改革前の大蔵省を含む。）におけるその保管の体制や状況等に関する調査の結果など、原審の適法に確定した諸事情の下においては、本件交渉の過程で上記各省の職員によって本件各文書が作成されたとしても、なお本件各決定（引用者注：上記の不開示決定）時においても上記各省によって本件各文書が保有されていたことを推認するには足りないものといわざるを得」と判示してい

る。

## 第5 関係法令の定め等

### 1 公文書管理法

#### (1) 1条 (目的)

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### (2) 4条

行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

1号 法令の制定又は改廃及びその経緯

2号 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

3号 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

4号 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

5号 職員の人事に関する事項

(3) 10条（行政文書管理規則）

1項 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2項 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 作成に関する事項

2号 整理に関する事項

3号 保存に関する事項

4号 行政文書ファイル管理簿に関する事項

5号 移管又は廃棄に関する事項

6号 管理状況の報告に関する事項

7号 その他政令で定める事項

3項以下 略

2 内閣官房行政文書管理規則（以下「本件内閣官房規則」という。乙1）

(1) 1条（目的）

この規則は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第10条第1項の規定に基づき、内閣官房における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 7条（整理）

1項 職員は、行政文書を作成し、又は取得したときは、文書管理者の指示に従い、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2項及び3項 略

4項 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

5項及び6項 略

7項 第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされたものにあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

8項 第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

9項 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。

1号 別途、正本が管理されている行政文書の写し

2号 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

3号 出版物や公表物を編集した文書

4号 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

5号 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

6号 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

7号 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

10項以下 略

### 3 内閣府本府行政文書管理規則（以下「本件内閣府規則」という。乙2）

#### (1) 1条（目的）

この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以

下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、内閣府本府(以下「本府」という。)における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 14条(職員の整理義務)

職員は、第15条及び第16条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

1号 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

2号 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめること。

3号 行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(3) 16条(保存期間)

1項 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

2項 略

3項 第14条第1号の保存期間の設定については、第1項の保存期間表に従い、行うものとする。

4項 第1項の保存期間表及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

5項 第1項の保存期間表及び第3項の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。



6項 第3項の保存期間の設定において、前2項の規定に該当するものを除き、次に掲げる類型に該当する行政文書の保存期間を1年未満とすることができる。

1号 別途、正本が管理されている行政文書の写し

2号 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

3号 出版物や公表物を編集した文書

4号 本府の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

5号 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

6号 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

7号 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

7項以下 略

## 第6 本件訴訟に至る経緯

### 1 故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）に関する経緯

(1) 安倍元総理は、令和4年7月8日、奈良県奈良市において、選挙演説中に銃撃され死亡した。

(2) 内閣官房及び内閣府は、令和4年7月12日、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて、内閣法制局に対して意見を求め、同局は、所要の検討を行った上で、同月14日、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられるとする内閣官房及び内閣府の見解について、意見はない旨の回答をした（甲5、9）。

(3) 岸田前総理は、令和4年7月14日、記者会見において、本件国葬儀を行うことを表明した（甲2）。

(4) 政府は、令和4年7月22日、本件国葬儀を国において実施すること、葬儀委員長等を置き、内閣総理大臣を葬儀委員長とすること、本件国葬儀は同年9月27日に日本武道館で行うこと等を閣議決定した（甲3）。

(5) 本件国葬儀は、令和4年9月27日に実施された（公知の事実）。

## 2 原告による本件国葬儀の閣議決定に関する開示請求の経緯

(1) 令和4年9月26日付け閣総第556号-3（甲7）及び同日付け府総第924号（甲8）に関する経緯

ア 原告は、令和4年7月26日付けで内閣法制局長官に対し、「1. 安倍晋三・元首相の国葬について、内閣法制局内で協議した文書一切」及び「2. 安倍晋三・元首相の国葬について、内閣法制局外とやりとした文書一切」を求める行政文書開示請求を行った（甲4）。

イ 内閣法制局長官は、令和4年8月18日、上記アの開示請求の対象文書である「令和4年度応接録のうち、「02国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」のうち、冒頭1枚目の行政文書（甲5）については、全部開示する旨の決定を行い、冒頭1枚目を除く行政文書については、請求に係る行政文書が内閣官房及び内閣府から提出されたものであることから内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長において開示決定等をするに正当な理由があると判断し、情報公開法12条1項に基づき、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長と協議の上、それぞれに事案を移送した（令和4年8月18日付け内閣法制局一第20号。甲6）。

ウ 内閣官房内閣総務官は、上記開示請求の事案移送を受け、令和4年9月26日付け閣総第556号-3により、内閣法制局が当該開示請求の対象文書として特定した「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」（甲9文書）を全部開示する旨の決定をした（甲7）。

エ 内閣府大臣官房長は、上記開示請求の事案移送を受け、令和4年9月26日付け府総第924号により、内閣法制局が当該開示請求の対象文書として特定した「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」（甲9文書）を全部開示する旨の決定をした（甲8）。

## (2) 内閣官房の不開示決定に関する経緯

ア 原告は、令和4年9月26日付けで内閣官房内閣総務官に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。」を求める行政文書開示請求（以下「本件開示請求1」という。）をした（甲10）。

内閣官房内閣総務官は、原告に対し、本件開示請求1の対象文書について、令和4年9月26日付け閣総第556号-3（甲7）で開示決定した甲9文書を除く旨を確認し、本件開示請求1の対象文書を「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」（以下「本件文書1」という。）と補正した上で（甲12）、令和4年10月28日付け閣総第636号により、「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、若しくは廃棄しており、保有していない」ことを理由に行政文書不開示決定をした（以下「本件不開示決定1」という。甲14）。

イ 原告は、本件不開示決定1に対して、令和5年1月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求1」という。）をした（甲16）。

内閣総理大臣は、同年5月9日付け令和5年（行情）諮問第368号により情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報審査会」という。）に対し

て諮問を行い（甲18）、情報審査会から、令和6年5月31日付け令和6年度（行情）答申第9.3号のとおり、「これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である」との答申を得た（甲20）。

内閣総理大臣は、同答申を踏まえ、同年6月25日付けで本件審査請求1を棄却する旨の裁決をした（甲22）。

### (3) 内閣府の不開示決定に関する経緯

ア 原告は、令和4年9月26日付けで内閣府大臣官房長に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。」を求める行政文書開示請求（以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1と併せて「本件各開示請求」という。）をした（甲11）。

内閣府大臣官房長は、原告に対し、本件開示請求2の対象文書について、令和4年9月26日付け府総第924号で開示決定した甲9文書を除く旨を確認し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け府総第924号で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」（以下「本件文書2」という。）と補正した上で（甲13、乙3）、同年10月28日付け府総第953号により、「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していない」ことを理由に行政文書不開示決定をした（以下「本件不開示決定2」といい、本件不開示決定1と併せて「本件各不開示決定」という。甲15）。

イ 原告は、本件不開示決定2に対して、令和5年1月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求2」という。）をした（甲17）。

内閣総理大臣は、同年5月10日付け令和5年（行情）諮問第370号により情報審査会に対して諮問を行い（甲19）、情報審査会から、令和6

年5月31日付け令和6年度(行情)答申第94号のとおり、「これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である」との答申を得た(甲21)。

内閣総理大臣は、同答申を踏まえ、同年6月27日付けで本件審査請求2を棄却する旨の裁決をした(甲23)。

#### (4) 本件訴訟の提起

原告は、令和6年9月30日付けで、本件訴訟を提起した。

### 第7 本件各不開示決定が適法であること

#### 1 内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件文書1及び2(以下「本件各文書」という。)を保有しているとは認められないこと

内閣官房及び内閣府は、公文書管理法4条及び本件内閣官房規則7条又は本件内閣府規則16条に基づき、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な文書として、内閣法制局とやり取りして作成した文書として、甲9文書を作成し、保存している。

他方、内閣官房及び内閣府は、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、令和4年7月12日ないし同月14日に内閣法制局とやり取りした際に作成又は取得された、甲9文書の案段階文書については、本件内閣官房規則7条9項6号又は本件内閣府規則16条6項6号(意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書)に該当するとして、甲9文書の内容確定後、いずれも遅滞なく廃棄している。また、内閣官房及び内閣府は、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、甲9文書及び甲9文書の案段階文書以外の行政文書については、作成又は取得していないか、作成又は取得したものがあつたとしても、本件内閣官房規

則7条9項各号のいずれか又は本件内閣府規則16条6項各号のいずれかに該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄している。

なお、内閣官房及び内閣府においては、本件各開示請求を受け、行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共有フォルダ等の探索を実施したが、本件各文書の存在は確認できなかった。

以上のとおり、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件各文書を保有しているとは認められない。

## 2 本件各文書が存在していないことはあり得ない旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 原告は、「内閣官房・内閣府としても、内閣法制局の反応や、内閣法制局から出された質問や追加調査等の依頼、いつ頃に回答をもらえそうであるかといった見通しなどを、当然、持ち帰って報告や検討していたはずであり、そういった過程に関連し、文書が一切存在しないということはありません」、「公文書管理法1条の目的達成のために、本件開示請求の対象文書が作成の必要な文書であることに疑いはない。」、「本件開示請求の対象文書が、「国の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう」にするために保存の必要な文書であり、いったんは作成されたが、本件開示請求までの間に廃棄されて存在しなくなったなどということもありえない。」などと主張する（訴状11ページ）。

(2) しかし、上記1のとおり、内閣官房及び内閣府においては、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な文書として、内閣法制局とやり取りして作成した文書として、甲9文書を作成し、保存しているところ、甲9の案段階文書については、本件内閣官房規則7条9項6号又は本件内閣府規則16条6項6号（意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期

間の保存を要しないと判断される文書)に該当するとして、甲9文書の内容確定後、いずれも遅滞なく廃棄しているものであって、また、甲9文書及び甲9文書の案段階文書以外の行政文書については、作成又は取得していないか、作成又は取得したものがあつたとしても、本件内閣官房規則7条9項各号のいずれか又は本件内閣府規則16条6項各号のいずれかに該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄しているものである。

すなわち、内閣官房及び内閣府は、令和4年7月12日に内閣法制局に照会を行った時点では甲9文書の案段階文書を保有していたところ、同月14日、内閣法制局から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられるとする内閣官房及び内閣府の見解について意見がない旨回答され(前記第6の1(2))、文書の内容が確定し、甲9文書(最終版)を作成・保存するに至ったものである。このような経緯から、内閣官房及び内閣府は、甲9文書については、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関する考え方を整理した文書として、公文書管理法及び本件内閣官房規則又は本件内閣府規則の規定に基づき作成・保存が必要な文書であると判断する一方で、甲9文書以外の文書については、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができよう、作成・保存が必要な文書は特段存在しないと判断し、甲9文書の案段階文書は、本件内閣官房規則7条9項6号又は本件内閣府規則16条6項6号(意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書)に該当するとして、甲9文書の内容が確定した後、遅滞なく廃棄した。また、内閣官房及び内閣府は、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、甲9文書及び甲9文書の案段階文書以外の文書については、作成又は取得していないか、作成又は取得したことがあつたものがあつたとしても、本件内閣官房規則7条9項各号のいずれか又は本件内閣府規則

16条6項各号のいずれかに該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄している。

したがって、原告の上記(1)の主張は理由がない。

### 3 まとめ

以上のとおりであるから、本件各不開示決定はいずれも適法であり、本件各取消請求はいずれも理由がない。

## 第8 国家賠償請求について

国賠法1条1項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えることをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）。

したがって、当該公務員の職務遂行に国賠法上の違法があったというためには、単に同行為により権利侵害があったというだけでなく、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得るような事情がある場合に限り、違法との評価を受けるものと解される（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、同平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ等）。

前記第7で述べたとおり、本件各不開示決定はいずれも適法であり、国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められないため、原告の国家賠償請求は理由がない

## 第9 結語

よって、本件訴えのうち本件各義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き、不適法であるからいずれも却下されるべきであり、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却されるべきである。

以上



(別紙)

## 送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 鈴木吉憲 宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307